千早赤阪村学校評議員の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第23条及び、千早赤阪村立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(昭和40年4月1日教育委員会規則 第5号)第3条の4の規定に基づき、千早赤阪村立学校評議員(以下「評議員」という。)の設置及び運営に関する必要な事項を定める。

(設置)

- 第2条 学校が、保護者や地域住民等の信頼に応え、協力を得るとともに、説明責任を果たし、もって、地域に開かれた特色ある学校づくりをより一層推進していくため、評議員を置くものとする。 (役割)
- 第3条 評議員は、校長が権限と責任を有する学校運営に関して、校長の求めに応じ、一人ひとりの責任に おいて意見を述べることができる。

(推薦)

- 第4条 校長は、教育委員会に対し、学校や地域の実情に応じて、P T A、地域団体、青少年育成団体、 関係機関などの関係者をはじめ、教育に関する理解及び識見を有する者の内から、評議員を推薦するもの とする。ただし、当該校の教職員児童及び生徒、教育委員会委員及び教育委員会事務局職員を推薦するこ とはできない。
- 2 校長は、評議員を推薦するときは、「学校評議員推薦書」(様式1)を教育委員会に提出しなければならない。

(評議員の性格)

第5条 評議員には、地方公務員法(昭和25年法律第261号)は、適用されない。

(定数)

第6条 各学校における評議員の定数は、5人程度とする。

(任期)

- 第7条 評議員の任期は、委嘱の日から当該年度の3月31日までとし、再任することができる。ただし、 連続3年度を限度とする。
- 2 欠員により補充した後任評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 教育委員会は、本人の辞任申出のほか、特別の事情があると認めたときは、校長の具申により評議員を解堀することができる。

(運営)

- 第8条 校長は、学校評議員に意見を求めるに際し、学校の教育目標、教育計画及び教育活動、 並びに児 童生徒の活動状況に関して、説明を行うものとする。
- 2 校長は、必要に応じて、評議員が一堂に会して相互に意見を述べることができる機会を設けることができる。
- 3 校長は、評職員の自由な意見表明が阻害されないよう留意し、保護者や地域住民に対し、評議員の活動 状況を報告するよう努めるものとする。
- 4 校長は、この要綱の範囲内において、評議員の運営について必要な事項を定めることができる。 (守秘義務)
- 第9条 評議員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。又その職を退いた後も同様とする。 (報告)
- 第 10 条 校長は、学期ごとに「学校評議員運用に関する報告書」(様式 2)を教育委員会に提出しなければならない。

(報酬等)

第11条 学校評議員の報酬は支給しない。又、費用弁償は行わない。

(季任)

第12条 この要綱の施行に関して必要な事項は、教育長が定める。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。